

松山市出産世帯奨学金返還支援事業補助金交付要綱

制定	令和	5年	7月13日	要綱第68号
改正	令和	6年	4月2日	要綱第51号
改正	令和	6年	7月8日	要綱第82号
改正	令和	7年	3月31日	要綱第47号
改正	令和	8年	4月21日	要綱第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年10月28日に愛媛県が公表したえひめ人口減少対策重点戦略に基づき、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、もって福祉の向上及び少子化対策の促進を図るため、新たに子どもが生まれた世帯への支援として愛媛県と本市が連携して実施する松山市出産世帯奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）並びに専修学校（専門課程）に準じる教育機関であって市長が認めるものをいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構が学資として貸与する資金その他これに準じるものをいう。
- (3) 対象奨学金 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種奨学金又は第二種奨学金
 - イ 愛媛県又は愛媛県内の市町が貸与する奨学金であって、市長が認めるもの
 - ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく貸付金であって、対象児童の父又は母の学資として貸与されるもの
 - エ その他市長が適当と認めるもの
- (4) 対象児童 令和7年4月2日以後に生まれた者であって、申請日において、本市に

居住しており、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されているものをいう。

(5) 申請日 第8条第1項の申請書兼請求書の市長への提出（オンラインによる方法によるものを含む。）が完了し、又は配送事業者がこれを受け付けた日をいう。

（補助金）

第3条 市長は、次条に規定する補助対象者に対し、第6条に規定する補助対象経費の実支出額を補助金として交付する。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日において、当該対象児童を監護し、かつ、生計を同じくしている父母であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大学等に在学している期間に対象奨学金の貸与を受けた者
- (2) 次条に規定する補助対象期間中に自ら対象奨学金を返還したことが確認できる者
- (3) 本市に居住しており、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- (4) 申請日から起算して1年以上継続して本市に居住する意思がある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条に規定する暴力団員等
- (2) 市税を滞納している者（事業者等が市税を特別徴収した場合の当該市税を滞納している者を除く。）
- (3) 対象奨学金の返還を延滞している者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者
- (5) 補助金の交付を受けようとする対象奨学金の返還について、他の補助金等（次号に規定する補助金を除く。）の交付の決定を受けた者
- (6) 愛媛県内の他市町において、えひめ人口減少対策総合交付金による出産世帯奨学金返還支援事業に係る補助金の交付の決定を受けた者
- (7) 勤務地が愛媛県外の者
- (8) 対象児童の出産に伴い、一時的に本市に居住している者

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、第1項各号の要件を満たす者に準じる者等について必要と認めるときは、当該者を補助対象者とすることができる。

（補助対象期間）

第5条 補助金の交付を受けることができる対象奨学金の返還に係る期間（以下「補助対象期間」という。）は、対象児童に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の母子健康手帳（次項において「母子手帳」という。）の交付を受けた日から対象児童が1歳に達する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象児童を外国で出産したこと等により母子手帳が交付されていないときは、補助対象期間は、対象児童を出産した日から対象児童が1歳に達する日までとする。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、補助対象者が、補助対象期間に対象奨学金の貸与元へ直接返還した（繰上返還を含む。）額とする。

（補助対象経費の限度額及び補助金の額）

第7条 補助対象経費の限度額は、補助対象者1人当たり20万円とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と補助対象経費の限度額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、松山市出産世帯奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、補助金の交付の決定を受けようとする年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。ただし、対象児童が1歳に達する日以後は、当該申請をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の決定を受けようとする年度の2月末日又は対象児童が1歳に達する日が、松山市の休日を定める条例（平成3年条例第24号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、補助申請者は、その前日までに、前項の申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

3 前1項の規定による申請は、1の出産ごとに行うものとし、市長が別に定める期間内に1回を限度とする。

（補助金の交付の決定等）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、松山市出産世帯奨学金返還支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を通知したときは、速やかに補助申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

（調査等）

第12条 市長は、必要な限度において、補助申請者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査（以下これらを「調査等」という。）をすることができる。この場合において、補助申請者は、調査等に協力しなければならない。

2 市長は、必要な限度において、対象奨学金を貸与した機関その他の関係者に対し、対象奨学金の貸与の実態、返還状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

付 則（令和6年4月2日 要綱第51号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年7月 8日 要綱第82号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

付 則 (令和7年3月31日 要綱第47号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則 (令和8年4月21日 要綱第58号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月23日から施行し、この要綱による改正後の第2条第4号に規定する対象児童について適用する。
- 2 この要綱による改正後の第2条第4号に規定する対象児童について令和7年度中に補助金の交付を受けている場合における当該令和7年度補助対象者は、この要綱による改正後の第8条第3項の規定にかかわらず、令和8年度において再度同一の対象児童に係る補助金の交付を申請することができる。
- 3 前項の場合における補助対象経費の限度額は、第7条第1項の額から令和7年度中に交付を受けた補助金の額を除いた額とする。
- 4 対象児童の誕生日が令和7年4月2日から同年同月30日までの補助対象者は、第8条第1項ただし書き中「対象児童が1歳に達する日」を「令和8年5月30日」と読み替える。